

「I 総則」について

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<p>○ 「第1 量定の判断要素及び範囲」における「違反行為」を「不正行為」に修正することは、懲戒処分の対象となる行為の範囲の拡大につながりかねず、定義を明確化する又は改正すべきではない。</p>	<p>税理士法（以下「法」といいます。）第45条（脱税相談等をした場合の懲戒）第1項及び法第48条の20（違反行為等についての処分）第1項においては、懲戒処分等の対象となる行為について、法違反行為としてではなく、それぞれ「故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき」、「運営が著しく不当と認められるとき」と法に直接規定されていることから、文章整理として「違反行為」を「不正行為」に修正したものです。</p> <p>なお、懲戒処分等の対象となる行為については、法により明確に規定されており、ご懸念されているような、今般の告示改正によって、その範囲を変更・拡大するものではありません。</p>
<p>○ 「I 総則」の「第2 税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人等である税理士等に対する懲戒処分」について、使用者税理士等が使用人等又は他の社員税理士である使用者税理士等の不正行為に関して責任を負うのは過重であり、「第2」を削除すべきである。</p>	<p>現行告示の「I 総則」の「第1」には、「税理士法人に対する処分の量定の判断に当たっては、上記事項に加え、内部規律、内部管理の内容等を勘案する」と規定されているが、懲戒処分等の量定の判断に当たり内部規律、内部管理の内容等を勘案するのは、税理士法人に限らず、使用人等を有する税理士事務所にも当てはまるものであり、従前からの国税審議会における使用人等の税理士業務に関する不正行為に係る使用者税理士等の懲戒処分の判断に当たっての考え方を明記したものです。</p>
<p>○ 「I 総則」の「第2 税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人等である税理士等に対する懲戒処分」に関して、内部規律、内部管理体制の整備のあり方についての考え方、枠組みを示すべきである。</p>	<p>税理士事務所又は税理士法人における内部規律、内部管理体制の整備については、一般的には税理士又は税理士法人が事業を遂行していく上で、法令その他の規範等を遵守し、業務の適正性・信頼性を確保するための内規等を定め、使用者税理士等や使用人等の全ての従事者において確実に遂行するという体制を整備することを念頭においています。しかしながら、実効性のある内部規律、内部管理体制を具体的にどのように整備するかについては、税理士事務所又は税理士法人の実態、規模等が区々であることから一律の枠組みを告示において示すことは適当でないと考えます。</p>

「Ⅱ 量定の考え方」の「第1 税理士に対する量定」について

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<p>○ 自己脱税の量定が、税理士の職業倫理に鑑みて、「故意に、真正の事実に対して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第36条《脱税相談等の禁止》の規定に違反する行為をしたとき」の量定に比し軽い。自己脱税の量定を「故意に、真正の事実に対して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第36条《脱税相談等の禁止》の規定に違反する行為をしたとき」の量定とそろえるべきである。</p> <p>○ 法第33条の2第1項又は第2項の規定により添付する書面は、任意に税務官公署に提出するものであるところ、あえて当該書面に虚偽の記載をして提出する場合は、悪質であることから、その量定については、「税理士業務の停止又は税理士業務の禁止」とすべきである。</p> <p>○ 2(2)ロ「多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ」の量定の上限（税理士業務の停止期間）を6月から2年に引き上げているが、他の量定の上限の引き上げに比しバランスが悪いことから、その上限（税理士業務の停止期間）は1年とすべきである。</p> <p>○ 会費滞納者に対する懲戒処分について、「戒告」では実効性に欠け、会費滞納に対する抑止効果も低いことから、「2年若しくは1年以内の業務停止」又は「税理士業務の禁止」とすべきである。</p>	<p>左欄に記載しているとおり、量定の範囲については、それぞれの不正行為ごとに様々な御意見をいただいておりますが、それらの御意見に対する考え方は次のとおりです。</p> <p>懲戒処分の量定の範囲を定めるに当たっては、法に定められた範囲で公平性等の観点から過去に行った懲戒処分の対象行為及びそれに対して課した処分量定との権衡に配意して、懲戒処分の対象行為ごとに標準となる量定を定めています。</p> <p>また、税理士には、法において、第1条の使命をはじめ、各種義務が規定されていることなどを踏まえて、税理士の不正行為が税理士業務に関連したものであるか否か、当該行為に対して刑罰が課されるか否か、課される場合の刑罰の軽重等も勘案し、不正行為相互の権衡を取ることに配意しております。</p> <p>今般の税理士法改正により業務停止期間の上限が1年から2年に延長されたことを踏まえ、現行告示において標準の量定として「業務禁止」と「業務停止」の両方が設定されている不正行為の場合には、その間を埋めて業務停止期間の上限を2年としております。</p> <p>また、現行告示において、標準の量定として「業務禁止」が設定されていない不正行為の場合に、業務停止期間の上限を引き上げるか否かは、上記の懲戒処分の量定の範囲を定めるに当たっての考え方に基づき、税理士の不正行為が税理士業務に関連したものであるか否か、不正行為の態様ごとに過去に行った懲戒処分の対象行為に対して課した処分量定や他の不正行為に係る量定との権衡を取ることに配意しております。</p> <p>このような考え方の下、「Ⅱ 量定の考え方」において、それぞれの行為について、量定の範囲を定めているものです。</p> <p>なお、頂いた御意見の中には、「Ⅰ 総則」において、勘案する点として掲げているものに相当するものもありますので、それらの御意見等をいただいているということについては、個々の事案についての処分量定を検討する際にも参考にさせていただき、懲戒処分等の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>○ 懲戒処分の量定の判断要素である金額基準等を明確にすべきである。</p>	<p>懲戒処分の量定の決定に当たっては、不正所得金額等は重要な判断要素の一つとなるものですが、最終的な量定は、金額等の基準のみにより画一的に決まるものではなく、「Ⅰ 総則」の「第1」</p>

	<p>の①から⑤に規定されている点を総合的に勘案して決定されることとなります。また、仮に具体的な金額基準等を定めて公表した場合、脱法的な行為を助長するなど、懲戒処分の適正な実施に支障をきたすおそれもあります。こうしたことから、処分基準の「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」において、具体的な金額等の基準を定めることは適切ではないと考えます。</p>
<p>○ 「ハ 調査妨害」について「検査を妨げる行為等をしたとき」から「調査を妨げる行為をすることをいう」に改正することなどにより、調査妨害の適用範囲を拡大してはならない。</p>	<p>現行告示においても、表題を「調査妨害」としており、「検査」より「調査」という用語が一般的に使用されていることから、文章整理したものです。御指摘のような調査妨害の適用範囲を拡大するものではありません。</p>
<p>○ 平成 26 年度税制改正の大綱に「会費滞納者に対する処分の明確化」が記載されたが、税理士法が改正されていないにもかかわらず、財務省告示で新しい行政罰を新設することは認められず、削除すべきである。</p>	<p>会費滞納者に対する懲戒処分については、御指摘のような新しい行政罰を新設するものではなく、正当な理由なく長期にわたり会費を滞納し、それが税理士一般の信用又は品位を損なうと認められる場合には、法第 37 条（信用失墜行為の禁止）違反として、懲戒処分の対象になり得るものと考えておりますが、平成 26 年度税制改正の大綱（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、税理士制度の見直しの中で「会費滞納者に対する処分の明確化」が掲げられたことを受け、その点を告示において明記することとしたものです。</p> <p>なお、会費滞納は税理士業務に直接関連しない事項であり、原則として税理士会の自治により解決されるべき事項であると考えており、会費滞納が生じたからといって直ちに懲戒処分の対象になるものではありません。</p>
<p>○ 2(2)ト「その他反職業倫理的行為」の解釈は、依頼者に対してのものに限定すべきであり、政治的、政策的、学問的な主義主張が、「反職業倫理的行為」とみなされてはならない。</p>	<p>法第 37 条（信用失墜行為の禁止）に違反する行為については、告示 2(2)において「自己脱税」や「多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ」、「調査妨害」、「業務け怠」等により可能な限り類型化及び明確化を図りつつ、それ以外の信用失墜行為を包括して「その他反職業倫理的行為」として掲げているところです。これに該当するのは、税理士の職責に反し、あるいはその職責の遂行に著しく悪影響を及ぼすような行為のうち、反倫理的な行為に限られるため、純粋な政治的、政策的、学問的な主義主張がこれに該当するとは考えられません。</p> <p>他方で、詐欺、横領、贈賄など税理士自身に関する行為であって、依頼者に対する行為でないものも、信用失墜行為として懲戒処分の対象とされていることから、御指摘のように「その他反職業倫理的行為」を依頼者（顧客）に対する行為に限定することは適切ではないと考えます。</p>

「Ⅱ 量定の考え方」の「第2 税理士法人に対する量定」について

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
○ 税理士法人の固有の手続規定に違反したときを限定列挙しているが、税理士法人の解散の届出怠についても、処分の対象とすべきである。	御指摘を踏まえ、内容の明確化を図るため、1(1)に法第48条の18《解散》を追加することとします。

その他

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
○ 懲戒処分及び量定の決定に当たっては、処分対象者から十分に聴取の上、一方的に決めつけることがないようお願いしたい。	<p>国税当局において税理士法に基づく調査を実施する際には、税理士や関係者から十分に聴取を行い、事実関係等を確認した上で適切に対処することとしています。</p> <p>こうした税理士法に基づく調査の結果、懲戒処分に相当する不正行為が認められた場合の財務大臣による懲戒処分及びその量定は、税理士法及び行政手続法等の法令に定められた手続きに則り決定されます。</p>
○ 税理士又は税理士法人が弁護士法第72条違反又は司法書士法第73条違反の行為をした場合、懲戒処分となることを明確にすべきである。	御指摘のような行為については、これまでの懲戒処分事例を踏まえると、個別に規定する必要性は低いと考えております。